



【配置技術者】に関する条件

次の条件を満たす主任（監理）技術者をこの工事に1名配置できること。ただし、据付現場での施工着手から竣工までの期間については専任で配置できること。

なお、製作現場（工場）の配置予定者と据付現場の配置予定技術者は同一でなくてもよい。

- ①入札説明書の別表1または別表2の資格を有するものであること。
- ②過去15年以内（平成10年4月1日以降）に竣工した、水道法に基づく水道施設又は工業用水道事業法に基づく工業用水道施設又は下水道法に基づく下水道に係わる口径φ400mm以上の管布設工事の従事経験を有する者であること。
- ③競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。
- ④監理技術者が必要な工事にあっては「監理技術者資格証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者であること。
- ⑤この入札にかかわる設計業務の受託者（（株）日水コン）と資本又は人事面において関連がないこと。